

国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第9条)</p> <p>第2章 俸給(第10条―第19条)</p> <p>第3章 給与の特例等(第20条・第21条)</p> <p>第4章 諸手当(第22条―第43条)</p> <p>第5章 規程の実施(第44条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第4章 諸手当</p> <p>(期末手当)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同じ。)において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、次の表(1)に定める職員にあっては、俸給、俸給の調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。)(次の表(2)に定める職員(以下「特定幹部職員」という。)にあっては、その額に俸給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「管理職加算額」という。)を加算した額を加算</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第9条)</p> <p>第2章 俸給(第10条―第19条)</p> <p>第3章 給与の特例等(第20条・第21条)</p> <p>第4章 諸手当(第22条―第43条)</p> <p>第5章 規程の実施(第44条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第4章 諸手当</p> <p>(期末手当)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同じ。)において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、次の表(1)に定める職員にあっては、俸給、俸給の調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。)(次の表(2)に定める職員(以下「特定幹部職員」という。)にあっては、その額に俸給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「管理職加算額」という。)を加算した額を加算</p>	

<p>した額を基礎として、100分の<u>130</u>を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、100分の<u>110</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(表は省略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>した額を基礎として、100分の<u>128.4</u>を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、100分の<u>108.4</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(表は省略)</p> <p>3～5 (略)</p>	
--	--	--

附 則(令和2年12月3日経規程第38号)

この規程は、令和2年12月3日から施行し、令和2年12月1日から適用する。